

表1 火災発生状況

令和4年	帯広市	全国(概数)
総出火件数	35件	3万6375件
住宅火災件数	15件	1万1017件
総死者数	2人	1446人
住宅火災による死者数	2人	922人

表2 帯広市の住宅火災被害状況

令和4年	設置あり		設置なし・不明
	作動あり	作動なし	
死者数	0人	0人	2人
1件当たりの焼損床面積	4㎡	21㎡	30㎡

住宅火災による死者の多くは、逃げ遅れによるものです。煙や熱をいち早く感知し、火災が発生したことを知らせる、住宅用火災警報器は、火災の被害を最小限に抑えるために欠かせません。

帯広市の被害状況を見ても、住宅用火災警報器を設置している場合は、死者数のほか、焼損床面積などの被害軽減に大きな効果があると言えます。(表2)

住宅用火災警報器の効果

令和4年中に全国で発生した火災の約3割が住宅火災でしたが、その死者数は火災による総死者数の約6割となっています。

帯広市でも、令和4年に発生した火災による死者は、いずれも住宅火災によるものでした。(表1)

火災死者の約6割は住宅で発生

問い合わせ とかち広域消防局予防規制課(消防庁舎3階、☎9124) 担当課 帯広市総務部消防課



私たちの命を守る 住宅用火災警報器

住宅防火の切り札

つけて良かった！住宅用火災警報器

事例1 (令和5年・道内)

ストーブの上に可燃物を置いたまま点火してしまい、2階の寝室で就寝、2階で寝ていた友人が住宅用火災警報器の警報音に気づき、消火器で初期消火に成功した。

事例2 (令和5年・道内)

鍋を火にかけたまま外出してしまい、住宅用火災警報器が作動、隣人が警報音を聞き119番通報。消防隊が到着後、室内には煙が充満していたが、鍋の内容物に焦げがあっただけで火災に至らなかった。

十勝は、住宅用火災警報器の設置率が80%であり、全国の84.3%を下回っています。

住宅用火災警報器は、すべての住宅に設置が義務付けられています。まだ、設置していない場合は、早急に設置してください。設置後は、半年に1回点検(警報機のボタンを押す、ひもを引くなど)し、正常に作動するか確認しましょう。

住宅用火災警報器を設置しましょう

このような相談が寄せられています

令和4年度に寄せられた相談のうち、6割以上が「社会生活」や「交友関係」に関する内容でした。

友人との関係に悩んでいる
職場の人間関係がうまくいかない
仕事がつらい
子育てと仕事の両立が大変 など



ひとりでは抱えず、話してみませんか？

帯広市では、小学生からおおむね39歳までの若者やその家族の相談窓口として「ヤングテレホン相談」を開通しています。ヤングテレホン相談では、資格や相談援助の経験がある職員が、電話やメールなどでの問い合わせに対応します。相談内容に応じて、ゆつくり話を聞き、課題解決のために一緒に考え、教育や就労といった専門機関を紹介する場合があります。

誰かに話すことで気持ちが軽くなったり、解決への糸口が見つかることがあります。ひとりや家族だけで悩まず、まずは気軽に相談してください。

ヤングテレホン相談窓口

対象者：小学生からおおむね39歳までの人
※匿名で相談できます

相談方法：電話・Eメール・面談

受付時間：平日9時～17時30分(年末年始を除く)

場所：西6条南6丁目3、ソネビル2階

専用電話：☎22・8349

メールアドレス：✉wakamono-soudan@keisei-kai.jp

問い合わせ 地域福祉課(市庁舎3階、☎65・4113)



子ども・若者の相談窓口

ヤングテレホン相談

女性に対する暴力をなくす運動パネル展

期間 11月11日(土)～24日(金)、8時45分～19時
(土・日曜日、祝日は10時～17時)

場所 市民ホール(市庁舎1階)

男女共同参画講座も開催します。詳しくは8頁をご覧ください。



配偶者からの暴力(DV)、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。

国では、11月12日～25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めており、市もこの期間に合わせて、毎年パネル展を開催しています。この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会について考えてみませんか？

問い合わせ 市民活動課男女共同参画係(市庁舎3階、☎65・4134)



ひとりで悩まないで

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間



市ホームページID.1003526

「デートDV」に関する動画を作成しました

交際中の二人の間で起こるDVについて紹介しています。ぜひご覧ください。



帯広市の女性相談窓口

女性相談サポートライン ☎65・4230

場所 市民活動課(市庁舎3階)

受付時間 平日8時45分～17時30分(年末年始を除く)

市民相談「女性相談の日」☎65・4200

場所 市民相談室(市庁舎1階)

受付時間 毎週木曜日8時45分～17時30分(祝日・年末年始を除く)

市では、女性に対するさまざまな暴力の相談を受け付けています。ひとりで悩まず、安心して相談してください。

ひとりでは悩まないで

配偶者などからの暴力や虐待への関心を促し、暴力根絶を訴える運動です。女性に対する暴力根絶と被害者へ「あなたはひとりではない」というメッセージが込められています。

パープルリボン運動